

全ト協発第 329 号(環)

令和 4 年 9 月 30 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会 長 坂 本 克 己



**新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送における
貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて**

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送に関し、今般、国土交通省自動車局貨物課長より、別添のとおり通達が発出されましたので、貴協会傘下会員事業者への周知方、よろしくお願い申し上げます。

なお、本通達は、令和 4 年 2 月 21 日付国土交通省自動車局貨物課長通達により、令和 3 年 4 月 19 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間に限り、貨物自動車運送事業者が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送にレンタカー（道路運送法施行規則第 52 条の規定により貸渡人を自動車の使用者として貸渡しの許可を受けた自家用自動車をいう。以下同じ。）を使用することが認められているところ、その対象期間を、令和 3 年 4 月 19 日から「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和 3 年 2 月 16 日付厚生労働省発健 0216 第 1 号）により、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示された期間の終期までに限り延長する内容であることを申し添えます。

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自貨第 5 号の 2
令和 3 年 4 月 1 4 日
国自貨第 118 号の 2
一部改正 令和 4 年 2 月 21 日
国自貨第 74 号の 2
一部改正 令和 4 年 9 月 21 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送における
貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、その接種により生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負担の軽減、更には社会経済の安定につながる事が期待されることから、オミクロン株対応のワクチンによる追加接種について、早期に必要な量を確保することが必要ですが、事業用自動車のみではワクチンの輸送力の確保が困難となることが予想されるところです。

こうした状況を踏まえ、令和 3 年 4 月 19 日から「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和 3 年 2 月 16 日付厚生労働省発健 0216 第 1 号）により、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示された期間の終期までに限り、貨物自動車運送事業者が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送にレンタカー（道路運送法施行規則第 5 2 条の規定により貸渡人を自動車の使用者として貸渡しの許可を受けた自家用自動車をいう。以下同じ。）を使用することを認めることとし、「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて（平成 15 年 2 月 14 日付国自貨第 90 号）」（以下、引越レンタカー通達という。）に準じてその運用を別紙のとおり定めましたので、貴協会におかれましては、都道府県トラック協会を通じ、傘下会員事業者に対して周知いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送における
貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて

- 1 使用するレンタカーについては、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出等について」（令和元年8月1日国自貨第40号）等による手続きのほか、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 当該事前届出書等の受理にあたっては、次の事項について確認する。
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等（ワクチン及びそれに付随するもの（針・シリンジ、その他ワクチン接種に当たって必要な器具等）に限る。）の輸送の用に供せられる車両であること。
 - ② 自動車車庫の確保の状況
 - ③ 乗務員の確保の状況
 - ④ 運行管理者及び整備管理者の選任状況
 - ⑤ 一般自動車損害保険（任意保険）の締結及び損害賠償能力の状況
 - (2) 当該事前届出等については、増車実施予定日欄に減車予定年月日を併記することとし、これをもって減車の事前届出を省略する。
- 2 レンタカーの借受け期間は14日を超えてはならないものとする。

ただし、期間中に複数回届出等を行う場合は、1つの事前届出書等でまとめて届出等ができるものとし、増車（減車）実施予定日については、それぞれの期間を分けて記載させるものとする。
- 3 レンタカーの増車が事業計画変更の認可申請を伴う場合は、当該認可申請について、標準処理期間にかかわらず、可能な限り迅速に処理すること。
- 4 貨物自動車運送事業法第6条の規定に基づく許可基準に適合しない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、本取扱いの対象としないものとする。
- 5 引越レンタカー通達に係る別紙様式1について、本通達においては発行しないこととする。
- 6 レンタカー届出等の実績については、届出等に記載された内容を、各運輸局等において把握し、本省自動車局貨物課からの指示に応じて当該実績を報告することとする。

全ト協発第553号(環)

令和4年3月3日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己



新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送における
貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送に関し、今般、国土交通省自動車局貨物課長より、別添のとおり通達が発出されましたので、貴協会傘下会員事業者への周知方、よろしくお願い申し上げます。

なお、本通達は、令和3年4月19日から令和4年2月28日までの間に限り、貨物自動車運送事業者が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送にレンタカー（道路運送法施行規則第52条の規定により貸渡人を自動車の使用者として貸渡しの許可を受けた自家用自動車をいう。以下同じ。）を使用することが認められる旨の令和3年4月14日付け国土交通省自動車局貨物課長通達について、その対象期間を、令和4年9月30日まで延長する内容であることを申し添えます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送における
貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて

- 1 使用するレンタカーについては、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出等について」（令和元年8月1日国自貨第40号）等による手続きのほか、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 当該事前届出書等の受理にあたっては、次の事項について確認する。
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等（ワクチン及びそれに付随するもの（針・シリンジ、その他ワクチン接種に当たって必要な器具等）に限る。）の輸送の用に供せられる車両であること。
 - ② 自動車車庫の確保の状況
 - ③ 乗務員の確保の状況
 - ④ 運行管理者及び整備管理者の選任状況
 - ⑤ 一般自動車損害保険（任意保険）の締結及び損害賠償能力の状況
 - (2) 当該事前届出等については、増車実施予定日欄に減車予定年月日を併記することとし、これをもって減車の事前届出を省略する。
- 2 レンタカーの借受け期間は14日を超えてはならないものとする。

ただし、期間中に複数回届出等を行う場合は、1つの事前届出書等でまとめて届出等ができるものとし、増車（減車）実施予定日については、それぞれの期間を分けて記載させるものとする。
- 3 レンタカーの増車が事業計画変更の認可申請を伴う場合は、当該認可申請について、標準処理期間にかかわらず、可能な限り迅速に処理すること。
- 4 貨物自動車運送事業法第6条の規定に基づく許可基準に適合しない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、本取扱いの対象としないものとする。
- 5 引越レンタカー通達に係る別紙様式1について、本通達においては発行しないこととする。
- 6 レンタカー届出等の実績については、届出等に記載された内容を、各運輸局等において把握し、本省自動車局貨物課からの指示に応じて当該実績を報告することとする。

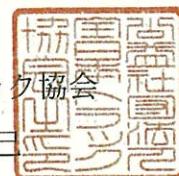
全ト協発第41号(環)

令和3年4月22日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克己



新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた
貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、今般、国土交通省自動車局貨物課長より、別添のとおり通達が発出されましたので、貴協会傘下会員事業者への周知方、よろしく願い申し上げます。

なお、本通達内容は、令和3年4月19日から令和4年2月28日までの間に限り、貨物自動車運送事業者が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送にレンタカー（道路運送法施行規則第52条の規定により貸渡人を自動車の使用者として貸渡しの許可を受けた自家用自動車をいう。以下同じ。）を使用することを認めるものであり、「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて（平成15年2月14日付国自貨第90号）」（いわゆる「引越レンタカー通達」）に準じて運用できるものとなっていることを申し添えます。

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送における
貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて

- 1 使用するレンタカーについては、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出等について」（令和元年8月1日国自貨第40号）等による手続きのほか、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 当該事前届出書等の受理にあたっては、次の事項について確認する。
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等（ワクチン及びそれに付随するもの（針・シリンジ、その他ワクチン接種に当たって必要な器具等）に限る。）の輸送の用に供せられる車両であること。
 - ② 自動車車庫の確保の状況
 - ③ 乗務員の確保の状況
 - ④ 運行管理者及び整備管理者の選任状況
 - ⑤ 一般自動車損害保険（任意保険）の締結及び損害賠償能力の状況
 - (2) 当該事前届出等については、増車実施予定日欄に減車予定年月日を併記することとし、これをもって減車の事前届出を省略する。
- 2 レンタカーの借受け期間は14日を超えてはならないものとする。

ただし、期間中に複数回届出等を行う場合は、1つの事前届出書等でまとめて届出等ができるものとし、増車（減車）実施予定日については、それぞれの期間を分けて記載させるものとする。
- 3 レンタカーの増車が事業計画変更の認可申請を伴う場合は、当該認可申請について、標準処理期間にかかわらず、可能な限り迅速に処理すること。
- 4 貨物自動車運送事業法第6条の規定に基づく許可基準に適合しない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、本取扱いの対象としないものとする。
- 5 引越レンタカー通達に係る別紙様式1について、本通達においては発行しないこととする。
- 6 レンタカー届出等の実績については、届出等に記載された内容を、各運輸局等において把握し、本省自動車局貨物課からの指示に応じて当該実績を報告することとする。